

5 監 査 第 50 号
令 和 5 年 6 月 14 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 高 桑 敏 直

同 近 藤 裕 人

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和5年5月10日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年5月10日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県人事局人事課、愛知県人事委員会事務局、愛知県教育委員会事務局などの、令和5年4月1日付けで職員Aを教育委員会総合教育センターから人事委員会事務局審査課に人事異動させた職務の関係職員、管理責任職員

2 請求の対象となる財務会計行為

前年度に前所属で部下にパワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせをした職員Aが、令和5年4月1日付けで、苦情相談担当の人事委員会審査課に異動した。前年度の前所属での職員Aの行為の人事委員会への苦情相談はまだ解決しておらず、パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせをした職員Aには、苦情相談担当は不適格な人事配置である。地方公務員法第8条第1項第11号に基づく人事委員会による愛知県職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談が、当該人事異動によりその機能を失っている。

3 当該行為が違法・不当である理由

人事委員会苦情相談の案件として解決に至っていない問題を複数抱えた職員Aを、人事委員会苦情相談を所管する所属に異動させることは、職員A自身の苦情相談の問題を揉み消すことができる、他の今年度の苦情に対して正しい判断を行うことができない等の理由から、この人事異動は不当であり、地方公務員法で規定された苦情相談からも違法である。

4 請求する措置

- (1) 職員Aの給与等のうち苦情相談分を算定し、人事異動の関係職員及び管理責任職員から愛知県に返還する。
- (2) 職員Aの人事委員会事務局審査課からの早急な異動。
- (3) 人事局職員及び人事委員会事務局職員からの職員Aの人事異動に関する説明。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

この点、請求人は、前年度に前所属で部下にパワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせをした職員 A が、令和 5 年 4 月 1 日付けで苦情相談担当の人事委員会事務局審査課に異動したことは、不適格な人事配置であり、当該人事異動により、人事委員会による苦情相談の機能が失われていると主張している。

しかし、請求人主張のパワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせがあったかどうかには言及するまでもなく、職員の人事異動は財務会計上の行為とは言えず、住民監査請求の対象とはならない。

第 3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。